

アクアカード会員規約

第1条（本規約）

本規約は、株式会社コメリキャピタル（以下「当社」といいます）が発行するアクアカード（以下「カード」といいます）の申込み及び利用について定めたものです。会員は、本規約、株式会社コメリキャピタルの個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項、株式会社コメリの個人情報の取扱いに関する同意条項及びコメリポイントサービス規約の内容及び適用について承諾のうえ、カードの申込み及び利用するものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- ① 「アクアカード」とは、会員があらかじめチャージした金額の範囲内で、加盟店で商品等の購入代金を決済できるカードをいいます。
- ② 「会員」とは、第1条に基づきカードの発行を希望し申込み手続きを行う者、及び当社がカードの利用を認めてカードを発行する者をいいます。
- ③ 「加盟店」とは、コメリポイントサービス規約第8条記載のコメリグループ企業のうち、当社とアクアカードサービスの加盟店契約を締結した株式会社コメリ及びコメリグループ企業（以下総称して「コメリグループ」といいます）並びにカード決済の取り扱いをする株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます）所定の加盟店の双方をいいます。
- ④ 「利用登録」とは、カードの発行後、会員がカードを利用するために必要な当社所定の利用登録手続きを言います。利用登録は、コメリグループの店舗内のレジまたは所定の窓口で手続きすることができます。
- ⑤ 「チャージ」とは、会員がコメリグループの店舗内のレジ又は当社所定の方法によりカードに任意の金額を入金すること、及びその手続きをいいます。
- ⑥ 「商品等」とは、カードでの決済により購入の対象となる商品、サービス又は権利をいいます。
- ⑦ 「カード決済」とは、カードにチャージした金額内で、加盟店で商品等の購入代金の全部又は一部を支払うことをいいます。
- ⑧ 「アクアカードサービス」とは、チャージ、カード決済、未利用残高の確認その他のカードにかかるサービスの総称をいいます。
- ⑨ 「未利用残高」とは、会員がカードにチャージし、未利用の状態にある金額をいいます。
- ⑩ 「有効期限」とは、カードにチャージできる期間及び加盟店で未利用残高を利用できる期間をいいます。
- ⑪ 「払戻し」とは、未利用残高の払戻しをいいます。

- ⑫ 「残高移行」とは、当社が認めた場合に、会員のカードから別に発行した同一会員名義のカードに未利用残高を移行することをいいます。
- ⑬ 「利用資格喪失」とは、当社所定の方法により、会員から又は当社からアクアカードサービスを利用する権利を喪失することをいいます。
- ⑭ 「利用停止措置」とは、当社の判断により行う、一時的なアクアカードサービスの利用の制限、利用資格喪失その他のアクアカードサービスの利用の停止措置をいいます。

第3条（申込み等）

- (1) 会員は、コメリグループの店舗内及び当社所定の方法で申込書に記載する方法によりカードの申込みができます。またカードの有効期間満了に伴う新カード発行の申込みも同様とします。
- (2) 会員は、カードの申込みにあたり、氏名、連絡先その他の当社所定の会員に関する情報を当社に申告するものとします。
- (3) 当社は、当社が定める基準を満たし、当社所定の手続きを経たうえでアクアカードサービスの利用を認める会員に対してカードを発行します。

第4条（カードの貸与と取扱い）

- (1) 当社は、会員本人にカードを貸与します。会員は、カードを受け取ったとき直ちにカード裏面の所定欄に会員ご自身の署名をするものとします。
- (2) カードの所有権は、当社にあります。会員は貸与されたカードを善良な管理者の注意をもって使用・保管するものとし、紛失、盗難及び不正利用に対して適切な防衛対策を常に講じるものとします。
- (3) 会員は、第三者に対して、カードを貸与して利用させること、又はカードを譲渡もしくは質入れその他の担保権を設定することはできません。
- (4) 会員が前3項に反して第三者がアクアカードサービスを利用したことにより生じた結果について、当社は一切の責任を負いません。

第5条（チャージ）

会員は、当社が定めたカードの限度額の範囲で、当社所定の方法により、カードに繰り返しチャージすることができます。ただし、当社は、申込み時に申告された会員情報の登録未完了その他の事由により、複数回のチャージを認めないことがあります。

第6条（カード決済）

- (1) 会員は、加盟店で商品等の購入時のカード決済は、次の各号の方法により行われます。
 - ①コメリグループの店舗においては、カードを提示し、加盟店の機器にカードを読み取る

ことでカード決済ができます。カード決済の金額がコメリグループ所定の金額を超える場合は、伝票等にカード裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名を行う方法にてカード決済ができます。

②当社若しくは加盟店所定のウェブサイト又はJ C B所定の加盟店においては、あらかじめカードの申込み時に指定した暗証番号をウェブサイト又は加盟店の機器に入力する方法でカード決済ができます。同左

③その他当社又は加盟店所定の方法によりカード決済する方法。

- (2) 当社又は加盟店が指定した特定の商品等の購入時には、カード決済ができない場合があります。
- (3) 会員がカード決済をした場合、当社は、当該会員の未利用残高から、当該カード決済にかかる金額を即時に減算します。ただし、カード決済にかかる機器等の通信状況その他の事由により、即時に減算ができない場合があります。
- (4) カード決済して購入した商品等を返品した場合は、当該金額を未利用残高へ戻します。ただし、返品は商品等を購入した当該加盟店店舗に限り処理できるものとします。

第7条（手数料）

(1) 会員は、当社が請求する場合、カード交付時又はアクアカードサービスの利用時に当社に対して次の手数料を支払うものとします。当社は、会員に対して当社所定の方法により手数料を通知します。

①カードの発行手数料・・・100円（税込み）

②カードの再発行手数料・・・100円（税込み）

③前各号のほか、当社が定めた手数料

(2) 会員が前項の手数料を支払う場合、当該手数料に相当する金額は、現金で支払いまたは即時に若しくは手数料相当額のチャージがあった時点で、未利用残高から控除されるものとします。

第8条（限度額）

当社は、カードに、当社が定めた次の各号の上限額（以下総称して「限度額」といいます）を設定します。

①1回にチャージできる金額は1,000円単位

②1回にチャージできる上限額は49,000円

③カードにチャージ可能な上限額は100,000円

④前各号のほか、当社が設定する上限額

第9条（未利用残高の確認）

会員は、カード決済時のレシート及び会員向けのウェブサイトその他の当社所定の方法

により、カードの未利用残高を確認できるものとします。なお、会員向けのウェブサイトでは、当社又は会員が指定した暗証番号を入力することで未利用残高を確認することができます。

第10条（超過利用時の措置）

- (1) カード決済にかかる機器等の通信状況その他の事由により、会員は、カード決済時に未利用残高を超えて加盟店に支払いができる場合があります。この場合、会員は、当社が加盟店へ超過利用分の立替払いをすること、及び当社が、会員に対して超過利用分の支払いを請求することをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 会員は、当社が当該超過利用分を請求した時には当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により当該超過利用分の金額を当社に対して支払うものとします。
- (3) 当社は、前項に基づく超過利用分の請求に替えて、会員がカードにチャージを行った際に、何ら催告することなく、チャージ後の未利用残高から当該超過利用分の全部又は一部を充当することができることをあらかじめ承諾するものとします。
- (4) 前三項において、当社が会員に請求したにもかかわらず期日までに支払いを行わず、又は超過利用時から相当期間内に会員が超過利用分全額を充当できるチャージを行わなかった場合、当社は、何ら催告なく当該会員のカードの利用停止を行い、また当該会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

第11条（換金不可）

当社は、理由の如何を問わずカードの換金をすることはできません。

第12条（払戻し）

会員は、第27条及びその他法令に基づき払戻しが行われる場合を除いて払戻しを受けることはできません。

第13条（有効期間及び残高移行）

- (1) カードの有効期間は、カード券面に印字された期日までとします。有効期間を経過した場合、会員は、アクアカードサービスを利用することができません。
- (2) 会員は、カードの有効期限満了に際してコメリグループの店舗内のレジ又は所定の窓口にて当社指定の手続きを行い、当社が新たに有効期間を設定した同一会員名義のカード（以下「新カード」といいます）を発行し、有効期間満了のカード（以下「旧カード」といいます）から新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅します。
- (3) 会員は、カードに設定されたチャージ可能な限度額を超えて、旧カードから新カードに残高移行をすることはできません。

第14条（申し出による利用資格喪失）

会員は、カードの有効期間満了前であっても、当社所定の方法により当社に申し出ること、カードの利用資格を喪失することができます。会員は、利用資格喪失後には一切のアクアカードサービスの利用及び払戻しをすることができません。

第15条（禁止行為）

会員は、カードの申込み又はアクアカードサービスを利用するにあたり、次の行為をしないものとします。

- ① 第4条（3）項に反すること
- ② 当社に虚偽の情報を申告すること
- ③ カードの複製、偽造、変造、印刷もしくは改ざん（第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含みます）を行うこと、又はカードが不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、もしくはその疑いがあるにもかかわらず、カードを利用すること
- ④ カードに記載されている情報を第三者に開示もしくは公開、又はインターネット上にアップロードすること
- ⑤ 他の会員になりすますこと
- ⑥ 換金やマネーロンダリングを目的としてアクアカードサービスを利用すること
- ⑦ 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること

第16条（利用資格喪失）

(1) 当社は、次の各号に該当した場合、会員への事前の通知又は催告なしに、カードの利用資格喪失をすることができるものとします。利用資格喪失した場合、会員は、以降一切のアクアカードサービスを利用することができないものとします。

- ① 第15条の規定に違反した場合
 - ② 第23条（1）項又は（2）項の規定に違反、又は違反している疑いがあると当社が判断した場合
 - ③ 会員が過去にカードの利用停止措置を受けていること、又はカードの利用に関して不正行為を行っていたことが判明した場合
 - ④ 会員の利用状況等に照らして、会員として不適當であると当社が判断した場合
 - ⑤ その他会員が本規約に違反した場合
- (2) 当社は、会員が前項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該会員からカードを回収することができるものとします。

第17条（暗証番号）

(1) 会員は、当社が指定した暗証番号を記入したメモ等をカードと一緒に保存しない等、暗

証番号を第三者に知られないよう十分注意し管理します。

- (2) 会員は、当社の定める方法により、暗証番号を変更することができます。
- (3) 会員は、暗証番号を変更する場合、第三者に容易に推測されない4桁の数字の組合せの暗証番号を当社に届け出ます。当社が不適切と判断した暗証番号（生年月日、自宅等の電話番号、0000 又は 9999 等）が指定されたときは、会員は、当社が会員の暗証番号を指定し登録することを、あらかじめ承諾します。
- (4) 暗証番号に関する届出又は問い合わせについては、会員本人から申し出るものとします。
- (5) 暗証番号の管理について会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除き、暗証番号を第三者に知らせ、又は第三者に知られたことにより生じた損害については、会員がこれを負担するものとし当社は一切責任を負わないものとします。
- (6) 不正な暗証番号が複数回入力された場合、当社は、一時的にアクアカードサービスの利用を制限する場合があります。この場合、会員は、当社所定の手続きを行ってカードの利用を回復することができます。

第18条（紛失・盗難・不正利用時の対応）

- (1) カードの紛失、盗難、詐取、横領、偽造カードの使用及びその他カード番号盗用等（以下単に「紛失盗難等」という）にあったことを知ったときは、会員は、直ちにその旨を当社及び最寄りの警察署へ届けるとともに、当社所定の届出書を提出します。
- (2) 紛失盗難等により第三者にカードを不正に利用された場合において、会員が前項の届出書を当社に提出し、かつ当社が認めたときは、紛失盗難等の届出書を当社が受理した日を含め61日前までさかのぼり、その後発生した不正使用による会員の損害を保障します。
- (3) 当社は、第三者からカードを拾得した旨の届け出があった場合、当該カードについて利用停止措置をとる場合があります。
- (4) 会員は、(3) 項の場合、当該利用停止措置の解除を求めることはできません。
- (5) 当社は、カードが第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合、会員へ事前の通知又は催告なしに、当該カードについて利用停止措置を講じることができるものとします。
- (6) 当社は、会員に対し、会員の個人情報及び本人確認資料の提出、及びカードの紛失、盗難又は不正使用に関する状況について書面で詳細を確認するよう請求することがあります。この場合、会員は、当該請求に協力するものとします。
- (7) 当社は、会員が紛失又は盗難した当該カードの再発行を行いません。会員は、この場合にカードの再発行を希望するときは、当社所定の手続きを行うものとします。この場合、第7条に定める再発行手数料をお支払いいただきます。なお、会員は、再発行したカードのカード番号等が変更されることを承諾するものとします。
- (8) 会員は、前項の手続きによりカードを再発行したとき、利用停止措置が完了し、かつ未利用残高が確定したと当社が認めた時点で未利用残高がある場合は、旧カードから新カ

ードに残高移行ができるものとします。

- (9) 会員の責によらず、カードの偽造等による不正利用が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めるときは、当社は、会員に対して新カードを発行し、旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの未利用残高は消滅し、会員は旧カードでアクアカードサービスを利用することはできません。

第19条（保障されない損害）

次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、保障の責任を負わず、その損害の全部を会員が負担します。

- ① 会員の故意又は重大な過失によって生じたとき。
- ② 会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用されたとき。
- ③ 紛失盗難届の内容が虚偽であるとき。
- ④ 会員規約に違反している状況において紛失盗難等が生じたとき。
- ⑤ カードの署名欄に会員自身の署名がない状態で損害が発生したとき。
- ⑥ 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失盗難等が生じたとき。
- ⑦ 紛失盗難等の届出を当社が受理した日の61日以前に損害が生じたとき。
- ⑧ 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、当社の行う被害状況の調査に協力しなかったとき、又は損害防止軽減のための努力を行わなかったとき。
- ⑨ 暗証番号の入力を伴う取引で損害が生じたとき。ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意又は過失がないと当社が認めたときは、この限りではありません。
- ⑩ その他、会員が当社の指示に従わなかったとき。

第20条（汚損等による再発行）

- (1) カードの汚損、破損、磁気不良その他の事由によりカードの利用に支障を生じる場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めるときは、当社は、会員に対して新カードを発行し、旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、会員は旧カードでアクアカードサービスを利用することはできません。なお、同一会員からの複数回の申し出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は、残高移行を認めない場合があります。
- (2) 前項によりカードを再発行した場合、第7条に定める再発行手数料をお支払いいただきます。

第21条（カードの利用制限等）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に対して事前に通知することなくカードの利用を一時的に制限する場合があります。

- ①アクアカードサービスの利用にかかる機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由によりカードの利用を一時的に中断することが必要な場合
- ②カードのサービス変更又は機能拡張を行う場合
- ③その他、当社がカードの利用を停止又は中断する必要があると認める場合

第22条（制限責任）

法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、アクアカードサービスの利用の際に各種機器の異常による決済不備に起因する問題、その他アクアカードサービスの利用に係る会員に生じた不利益又は損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当該不利益又は損害が当社の故意又は重過失による場合を除きます。

第23条（加盟店との紛議）

- (1) カードより購入した商品等に生じた返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題について、会員は、加盟店との間で問題を解決するものと、当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 前項の場合においても、会員は、当社に対し、アクアカードサービスの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第24条（反社会的勢力の排除）

- (1) 会員は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等
 - ⑥社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑦特殊知能暴力集団等
 - ⑧その他前各号に準ずる者
 - ⑨暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると

認められる関係を有すること

⑬役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 会員は、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 当社は、会員が(1)項若しくは(2)項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、利用資格喪失若しくはその措置を講じることができるものとします。

(4) 前項により当社に損失、損害又は費用(以下「損失等」といいます)が生じた場合、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定を適用したことにより利用者に損失等が生じた場合、会員は、当該損失等を当社に請求できないものとします。

第25条(権利義務の譲渡)

当社は、本規約に基づく当社の権利及び義務の一部又は全部を第三者に対し、譲渡することができるものとします。この場合、当社は、当該第三者に対し、本規約に定められた会員に対する義務を継続して負担させるものとします。

第26条(届出事項の変更)

(1) 会員が当社に届け出た事項に変更があった場合、会員は、すみやかに当社に対し変更の旨を申し出、当社所定の手続を行うものとします。会員がこの手続を行わなかったために、送付物(電子メールを含みます。以下同じ。)が会員に到着しなかった場合、通常当該送付物が到着するであろうときに到着したものとみなします。

(2) 会員が届け出た宛先に当社が送付物を送付したにもかかわらず、天変地変、郵便事業者もしくは電気通信事業者の提供する役務の不具合、その他不可抗力等により、送付物が会員に到着しなかった場合、通常当該送付物が到着するであろうときに到着したものとみなします。

第27条(本規約の変更等)

(1) 当社は、次の各号に該当する場合、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(<https://www.komeri-card.com/>)において公表するほか、必要がある時にはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができる

ものとし、なお、第2号に該当する場合、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとし、

①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

(2) 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ (<https://www.komeri-card.com/>) において告知する方法又は本会員に通知する方法等により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとし、この場合には、会員が当社ホームページ掲載後若しくは通知書到達後にカードを使用したとき、又は当社ホームページ掲載後若しくは通知書到着後異議なく30日間経過したときは、本人会員は、変更内容を承認したものとみなします。

(3) 「株式会社コメリキャピタルの個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項」「株式会社コメリの個人情報の取扱いに関する同意条項」「コメリポイントサービス規約」を改定する場合も本条を準用します。

第28条 (アクアカードサービスの終了)

(1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、アクアカードサービスを全面的に終了することができるものとし、①社会情勢の変化②法令の改廃③その他当社のやむを得ない都合による場合

(2) 前項の場合、会員は当社の定める方法により、未利用残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとし、ただし、当社が前項の周知を行ってから2年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとし、

第29条 (業務委託)

当社は、本規約に基づくアクアカードサービスの運営管理に関する業務を第三者に委託することができるものとし、

第30条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されます。

第31条 (合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに承諾します。

第32条 (付帯サービス等)

- (1) 会員は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス若しくは特典（以下「付帯サービス等」という）を利用する場合であって、付帯サービス等の利用に関する規約等があるときは、それに従うことをあらかじめ承認します。
- (2) 会員は、当社が必要と認めた場合に、付帯サービス等を改廃することをあらかじめ承認します。

株式会社コメリキャピタルの個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項

第1条（本同意条項）

- (1) 本同意条項は、株式会社コメリキャピタル（以下「当社」といいます）によるアクアカード（以下「カード」といいます）の会員に関する個人情報の取扱いについて定めたものです。
- (2) 本同意条項は、アクアカード会員規約の一部を構成するものとし、本同意条項に記載する語句の定義は、特段の定めがない限りアクアカード会員規約の定めによるものとします。

第2条（個人情報の取得、保有、利用及び預託）

- (1) 会員は、当社が①号に定める会員の情報（以下総称して「個人情報」といいます）を、②号に定める目的のため取得し、当社所定の保護措置を講じた上でこれを保有及び利用することに同意します。

①当社が取得、保有及び利用する個人情報

- a. カードの申込書に記載された会員の氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号及び電子メールアドレスその他の会員が申込書に記載した情報
- b. カードの契約日、チャージ額及び未利用残高
- c. カードの利用日、加盟店舗及び利用額等お買上げに関する情報
- d. お問い合わせ・相談のため電話窓口及び書面等で受付け録音した通話内容又は当該書面の内容
- e. オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、E メールアドレス、配送先等を含む）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項、その他の本人認証に関して取得する情報

②個人情報の利用目的

- a. カード申込内容の確認及び管理のため
- b. アクアカードサービスの利用内容の確認及び管理のため
- c. カードを会員に送付するため
- d. カードの未利用残高の通知その他の会員への連絡のため

- e. カードの改良及び新商品・サービスの研究・開発のため
 - f. 次条に定める営業活動等のため
 - g. その他、カードのサービス提供及び利用者の管理に必要な一切の行為のため
 - h. ①号の d については、お問い合わせ・相談内容の確認、及びお客様対応の品質向上を目的とする教育・研修のため
- (2) 会員は、当社が個人情報の取扱いに関する業務の一部又は全部を当社の委託先企業に委託する場合、個人情報保護の契約を締結した上で、前項により取得した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って個人情報を利用することに同意します。

第3条（営業活動等の目的での個人情報の利用）

(1) 会員は、当社が次の目的で、個人情報を利用することに同意します。

- ① コメリポイントサービス規約第8条記載のコメリグループ企業（以下「コメリグループ」といいます）が行うコメリポイントサービスを提供するため
- ② 前払式支払手段の発行その他の当社が行う事業（それらに付随して提供するサービスを含み、以下「当社の事業」といいます）における宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内のため
- ③ 当社の事業における商品開発・市場調査のため、又は新業務情報及び新商品のお知らせ並びに関連するアフターサービスを行うため
- ④ 当社が委託を受けた事業者の営業（催事、新商品、新店舗開店情報、通信販売、保険商品、旅行企画提供）に関する宣伝物・印刷物の送付又は電話等による案内のため

※当社の事業とは、前払式支払手段の発行、クレジットカード事業、金銭貸付業務、集金代行業務、生命保険の募集、損害保険の代理業、その他会社の目的として登記されている業務です。

当社の具体的事業については、当社ホームページ (<https://www.komeri-card.com/>) でお知らせしております。

(2) 会員は、前項の利用について中止の申出をすることができます。

第4条（個人情報の開示、訂正及び削除）

(1) 会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- ① 当社に開示を求める場合には、第7条記載のお客様相談室に連絡してください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、当社ホームページ (<https://www.komeri-card.com/>) でもお知らせしております。

(2) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又

は削除に応じます。

第5条 (同意条項の変更)

この同意条項の変更は、アクアカード会員規約第27条(本規約の変更等)を準用します。この場合、同条の「本規約」の部分を「この同意条項」と読み替えるものとします。

第6条 (同意条項に不同意の場合)

当社は、会員が本規約の必要な記載事項(カード申込書の表面で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及びこの同意条項の内容の全部又は一部に同意できない場合、アクアカードサービスの利用をお断りすることがあります。

第7条 (管理責任者及びお問い合わせ等の窓口)

当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護管理者を設置しております。個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせは、下記のお客さま相談室までお願いします。

苦情相談窓口・個人情報に係る相談窓口

お客さま相談室／新潟県新潟市中央区笹口1-19-24 〒950-0911

TEL 0570-07-0892

コメリポイントサービス規約

第1条 (目的)

- (1) コメリポイントサービス規約(以下「ポイント規約」という)は、株式会社コメリキャピタル(以下「当社」という)に「アクアカード」(以下「カード」という)へ入会を申し込まれた方で、株式会社コメリが認めた方(以下「会員」という)を対象として、第8条記載のコメリグループ企業(以下「コメリグループ」という)が提供するコメリポイントの各サービスについて定めるものです。ポイント規約に記載する語句の定義は、特段の定めがない限りアクアカード会員規約の定めによるものとします。
- (2) 会員は、ポイント規約を遵守します。

第2条 (コメリポイントサービスの利用制限等)

- (1) コメリポイントサービスの利用は、会員本人に限られるものとします。
- (2) ポイントに関するお問い合わせは、ポイント規約末尾の電話番号まで、お願いします。

第3条 (カードの紛失、盗難)

会員は、貸与されたカードを紛失し又は盗難にあったときは、速やかに当社又は株式会社コメリに連絡します。貸与されたカードを紛失等した場合、付与されたポイントは、すべて失効します。

第4条 (コメリポイントサービス)

- (1) コメリグループの店舗並びにJCB加盟店で、商品を購入し、又はサービスの提供を受けるに当たって、アクアカードでカード決済した金額に対して、当社所定のコメリポイントが付与されます。
- (2) コメリポイントは、コメリポイントサービスについて締結しているコメリグループにて、当社所定の単位で利用できます。
- (3) コメリポイントサービスは、予告なく、変更又は終了する場合があります。

第5条 (ポイントの失効)

未利用のコメリポイントは、当社所定の基準により失効します。

第6条 (会員資格の喪失)

次の場合、会員は、当然にその資格を喪失します。この場合、資格喪失と同時に、それまでに蓄積されたポイントも、失効します。

- ①アクアカード会員規約及びポイント規約に違反した場合
- ②アクアカードの利用資格喪失をした場合
- ③その他会員としてふさわしくないと当社が判断した場合

第7条 (規約の変更)

本規約の変更は、アクアカード会員規約第27条(本規約の変更等)を準用します。

第8条 (コメリグループ企業)

株式会社コメリ・・・ホームセンター店舗の経営

株式会社ライフコメリ・・・LPガス、灯油、ガソリン及びそれらの関連機器の販売

北星産業株式会社・・・商品配送管理業務

株式会社ビット・エイ・・・各種情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発

株式会社ムービータイム・・・書籍の販売及びビデオソフト等のレンタル

株式会社コメリクリエイト・・・設計監理及び請負施工

株式会社コメリサポート・・・清掃、補修メンテナンス事業

※最新のコメリグループはホームページで公表しております。

株式会社コメリキャピタル

コメリカードセンター/ 新潟県新潟市中央区笹口1-19-24

株式会社コメリの個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の取得・保有）

ポイント会員（申込者を含む。以下同じ）は、コメリポイントサービスを行うため、以下の情報（以下「コメリポイント個人情報」という）を、株式会社コメリが保護措置を講じた上で取得・保有することに同意します。

- ① 所定の申込書にポイント会員が記載した氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、携帯電話番号、お住い区分、配偶者有無、居住年数、eメールアドレス、勤務先とその内容、勤務先住所、勤務先電話、家族人数及びこれらの登録後に当社が取得した変更後の情報を含む。
- ② 申込日、契約日、コメリグループでの利用に関する情報の利用日・商品名・契約額、顧客番号、ポイント加算・減算・残高（JCB加盟店利用含む）、カード番号、有効期限

第2条（個人情報の利用）

ポイント会員は、株式会社コメリが以下の目的のために、第1条①②の個人情報を利用することに同意します。

- ① 商品の販売・注文・配送・設置・修理・点検・アフターサービスのため
- ② 返品受付、商品交換、拾得物等の連絡のため
- ③ 各種商品やサービス、通信販売等に関する営業案内のため
- ④ マーケティングおよび販売促進のため
- ⑤ 各種お問い合わせへの回答のため

第3条（同意条項の変更）

この同意条項の変更は、アクアカード会員規約第27条（本規約の変更等）を準用します。この場合、同条の「本規約」の部分「この同意条項」と読み替えるものとします。

第4条（個人情報の取扱いに関するお問い合わせ等の窓口）

コメリポイント個人情報に関して開示・訂正・削除についてのコメリポイント会員のお問い合わせは、株式会社コメリの各店舗又は下記までお願いします。

株式会社コメリキャピタル/お客様相談室 0570-07-0892 受付時間 9:00～18:00、
年中無休（1/1～1/2を除く）